

## 第3章 計画の基本方針

### 3-1 基本方針と緑の将来像

本市は、西部を矢作川、東部を丘陵地に囲まれ、南部は三河湾に面しています。市街地周辺には農地が広がり、中央部には自然度の高い矢作古川が北から南へ向かって流れ、河口付近には広大な一色干潟があるなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、古くから人々の暮らしが営まれた地域であり、市域全域に由緒ある社寺などが存在しており、豊富な歴史資源に恵まれた市であるといえます。

本市は、その成り立ちから大きく西尾地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区の4つに分されますが、緑についても各々の地区は特徴を有しています。西尾地区は日本有数の生産量を誇る抹茶の産地であり、西尾城址を中心とした旧城下町が残っています。一色地区は日本有数の干潟や由緒ある社寺が分布しているとともに、近年では佐久島がアートの島として多くの観光客を集めています。吉良地区は海水浴場や潮干狩り、吉良温泉など観光の緑に特色があり、また、吉良上野介のゆかりの地であるなど歴史を偲ぶ緑や優良農地も多く存在しています。幡豆地区は海際まで迫る山々や愛知こどもの国の緑、海に浮かぶ前島・沖島の緑など、自然に恵まれた地区となっています。

また、第7次西尾市総合計画策定にあたって実施された市民意向調査では、市民が西尾市に住み続けたい理由として「緑が多いこと」をあげています。その緑は、公共だけでなく民有地の緑が大半を占めており、「緑」を持続的に守り、活かしていくには市民との協働が重要になります。調査結果のその他の特徴としては、環境問題や防災に対する意識の高まりもうかがわれました。

これらの地区特性や市民意向を踏まえ、総合計画の将来都市像である「自然と文化と人々がとけあい心豊かに暮らせるまち 西尾」に則り、「安全とうるおいのある環境づくり」を進めていきます。以上のことから、緑の基本計画における基本方針を以下のように定めます。

#### <基本方針>

##### ●海・川・山などの豊かな自然環境や由緒ある歴史と共生するまち

本市を取り囲む豊かな自然環境や歴史ある緑を保全・活用する。

##### ●各地域の特性を活かした緑が息吹くまち

歴史・産業・観光など、各地域の固有の緑を活かし、生き生きしたまちを形成する。

##### ●市民とともに育てる持続性のある緑

市民生活の安心・安全の基盤となる緑を、市民とともに守り、育てる。



**海・川・山・歴史を活かし、市民とともに育む緑のまち**

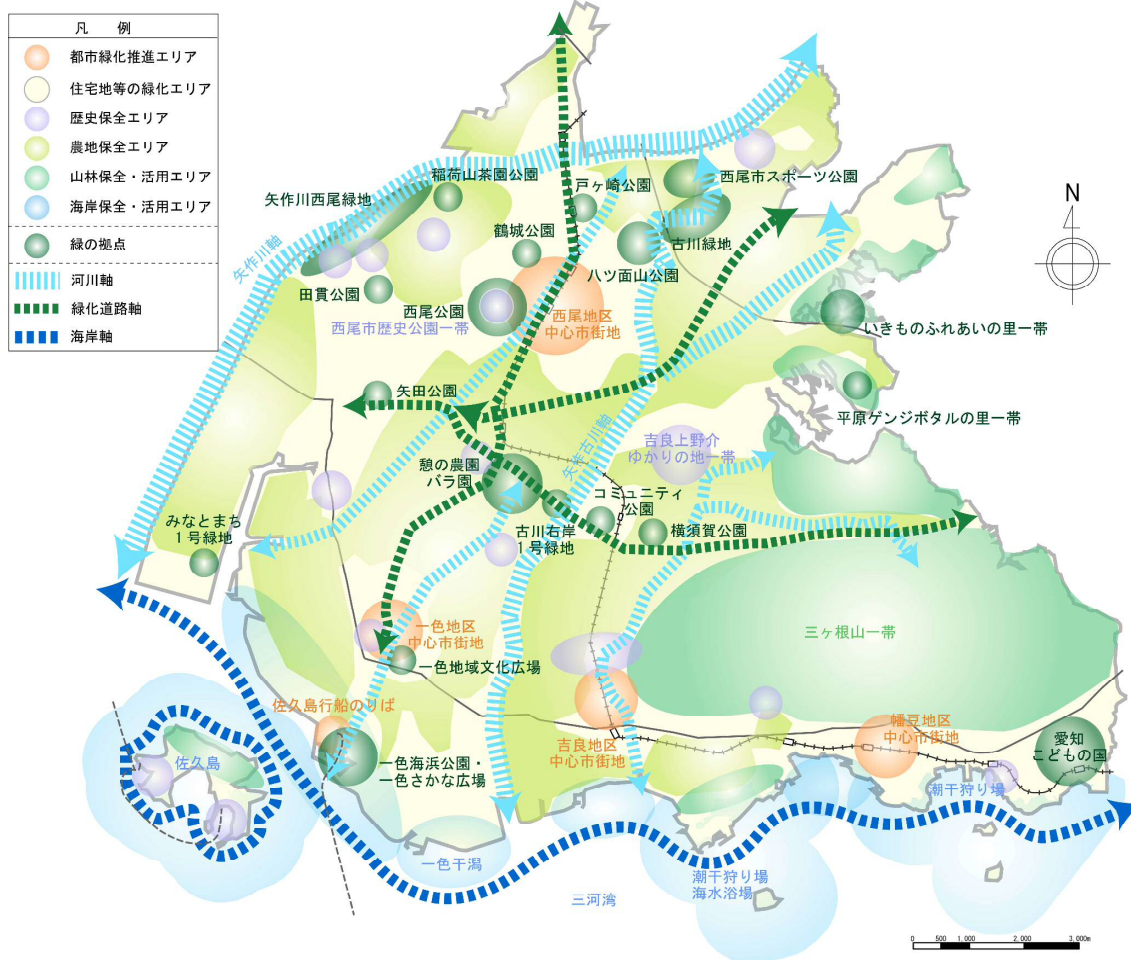
本市の目指すべき緑の姿を「緑の将来像図」に示しました。緑のエリアは各地域の特性に合わせて大きく6つに分類されます。

西尾市中心市街地や支所などの周辺は「都市緑化推進エリア」、その周辺に広がる市街地は「住宅地等の緑化エリア」として設定し、市街地内の緑の創出を図っていきます。西尾市歴史公園一帯や吉良上野介ゆかりの地一帯、社寺が多く集まる地域は「歴史保全エリア」とし、観光資源でもある歴史と一体となった緑や市街地内の貴重なまとまった緑を保全していきます。また、市の大半を占める農地は「農地保全エリア」とし、市街地を囲む緑として優良農地を保全していきます。三ヶ根山など東部の丘陵地は「山林保全・活用エリア」、三河湾沿いは「海岸保全・活用エリア」とし、既存の資源を活かした利用と適切な保全方策をとっていきます。

また、ハツ面山や愛知こどもの国など、地域の核となる公園緑地は「緑の拠点」と位置づけ、積極的な保全・整備・活用を図っていきます。

本市を構成する矢作川や矢作古川を河川軸、主要道路を緑化道路軸、海岸沿いを海岸軸とし、景観向上や防災面に配慮した整備を推進するとともに、動植物の生息・移動空間として生態系ネットワークの形成を図っていきます。

■緑の将来像図



## 3-2 計画の目標水準

### 1) 計画フレームの設定

将来フレームについては、第7次西尾市総合計画、都市計画マスタープランを基に、以下のように設定します。

#### (1) 目標年次の人口

##### ■対象区域の人口

区 分	現況（平成 23 年）	目標年次（平成 36 年）
総人口	165,298 人	163,000 人
都市計画区域内人口	165,027 人	162,733 人
市街化区域内人口	104,893 人	103,435 人

資料：現況の値は平成 23 年都市計画基礎調査より引用

目標年次の総人口の値は平成 26 年都市計画マスタープランより引用

（目標年次の都市計画区域内人口及び市街化区域内人口は、総人口に現況の人口比率を掛けて算出）

#### (2) 市街化区域の規模

##### ■行政区域及び市街化区域の規模

区 分	現況（平成 23 年）	目標年次（平成 36 年）
市街化区域	2,832 ha	2,832 ha
都市計画区域	15,853 ha	15,853 ha
行政区域	16,034 ha	16,034 ha

資料：現況の値は平成 23 年愛知県土地に関する統計年報より引用

目標年次の値は、今後の事業進捗や取り組み等により変動が見込まれることから、現況数値にて設定

## 2) 将来目標の設定

具体的な施策を推進するため、目標年次までの目標とすべき指標について以下のように設定します。

### (1) 「緑を守る」ための目標水準

#### ① 緑地量

緑の基本計画における確保すべき緑地量（都市公園、公共施設緑地、各種法規制により担保されている土地：生産緑地、自然公園、保安林等）は、市の緑の現況や都市構造等を考慮し、市域全体において緑地の割合を将来も維持していくことを目標とします。

#### ■目標1 緑地量

区分	現況 (平成24年)	目標年次 (平成36年)	備考
都市計画区域面積に対する割合 (A)	52% (8,259ha)	52% (8,273ha)	増加分は都市公園等の整備による
市街化区域面積に対する割合 (B)	6% (174ha)	6% (178ha)	//

$$(A) = \frac{\text{都市計画区域内の緑地面積}}{\text{都市計画区域面積 (現況、将来：15,853ha)}} \times 100$$

$$(B) = \frac{\text{市街化区域内の緑地面積}}{\text{市街化区域面積 (現況、将来：2,832ha)}} \times 100$$

#### ② 緑被率

緑被率は、市の緑の現況や都市構造等を考慮し、市域全体において緑被地の割合を将来も概ね維持していくことを目標とします。

#### ■目標2 緑被率

区分	現況 (平成24年)	目標年次 (平成36年)	備考
市域全体に対する割合 (A)	73% (11,749ha)	72% (11,599ha)	H16-H23における農地・森林の減少速度(25ha/年)を、今後は半減

$$(A) = \frac{\text{市域内の緑被地面積}}{\text{市域面積 (現況、将来：16,034ha)}} \times 100$$

(2)「緑をつくる」ための目標水準

①都市公園整備量

都市公園の一人あたり面積<sup>※1</sup>を 5.5 m<sup>2</sup>/人、公共施設緑地を含めた都市公園等の一人あたり面積を 19.4 m<sup>2</sup>/人に増やすことを目指します。

■目標3 都市公園整備量

区分	現況 (平成 24 年)	目標年次 (平成 36 年)	備考 (愛知県広域緑地計画による 将来目標値)
都市公園	4.6 m <sup>2</sup> /人	5.5 m <sup>2</sup> /人	7.9 m <sup>2</sup> /人
都市公園等	18.3 m <sup>2</sup> /人	19.4 m <sup>2</sup> /人	13.7 m <sup>2</sup> /人

注) 都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地の合計です。

※1 住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準

→住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準は、「都市公園法施行令 第一章第一条の二」において、一の市町村の区域内で住民一人あたり 10 m<sup>2</sup>以上、市街地内で 5 m<sup>2</sup>以上とされています。

②身近な都市公園等に歩いていける地域の割合(公園誘致距離圏カバー率)

市街地内における身近な都市公園等(住区基幹公園及びそれに準じる公園等)に歩いていける地域の割合<sup>※2</sup>を 48%にふやすことを目標とします。

■目標4 身近な公園緑地等に歩いていける地域の割合

区分	現況 (平成 24 年)	目標年次 (平成 36 年)	備考
身近な公園緑地等に 歩いていける 地域の割合	42%	48%	公園毎に誘致距離圏域を 設定し図上求積

※2 身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の算出(公園誘致距離圏カバー率)

→市街化区域内を対象に公園の標準誘致距離を公園種別毎で設定し、「いずれかの公園の誘致距離圏域に含まれるエリアの面積合計値の市街化区域面積全体に対する割合」を公園誘致距離圏カバー率として算出しています(p.5-13 参照)。(標準誘致距離-当該公園を利用すると想定される当該公園中心からの直線半径距離-: 街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1 km。参考:小規模公園費用対効果マニュアル 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課)

③都市計画道路の緑化

既設の都市計画道路や今後整備される都市計画道路において、街路樹等の緑化を推進します。

■目標5 都市計画道路における街路樹整備率

区分	現況 (平成 24 年)	目標年次 (平成 36 年)	備考
都市計画道路における 街路樹整備率	42%	50%	・既設道路の緑化推進 ・未整備都市計画道路における街路樹整備の推進

**(3)「緑を活かす」ための目標水準**

都市公園等の維持管理の充実や整備推進に合わせて、都市公園を市民活動の場として積極的に利活用していく取り組みを推進します。それにより市民の緑に対する満足度の向上を目指します。

**■目標6 緑の満足度**

区 分	現況 (平成24年)	目標年次 (平成36年)	備考
緑の満足度	45%	52%	・アンケート調査による

**■目標7 市民協働による都市公園管理箇所数**

区 分	現況 (平成24年)	目標年次 (平成36年)	備考
市民協働による 都市公園管理箇所数	9箇所	18箇所	・1年当たり1箇所程度ずつ増やす ・アダプトプログラムによる都市公園の維持管理

**■目標8 公園緑地や環境に関する活動団体数**

区 分	現況 (平成24年)	目標年次 (平成36年)	備考
公園緑地や環境に関する活動団体数	7団体	14団体	・活動団体数を目標年次までに倍増

**(4)「緑を知る」ための目標水準**

市民が緑に関わる機会や緑に対する理解を深める取り組みを推進します。

**■目標9 園庭・校庭の芝生化**

区 分	現況 (平成24年)	目標 (平成36年)	備考
保育園や幼稚園の園庭を芝生化する箇所数	4箇所	14箇所	・情操教育の場、自由な遊び空間の確保、地表面温度上昇への対策を推進 ・1年当たり1箇所の整備を推進
教育施設の校庭を芝生化する箇所数	3箇所	10箇所	・現状の3倍程度に増やす

**■目標10 緑化活動に関するイベント開催数**

区 分	現況 (過去10年)	目標 (今後10年)	備考
緑化活動に関するイベント開催数	7回	20回	・1年当たり2回程度の実施を目標 ・市民協働で行う園庭・校庭の芝生化や植樹祭等の実施